

債権の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 30 号

債権の管理に関する規則の一部を改正する規則

債権の管理に関する規則（昭和 39 年岩手県規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第 2 条 [略] 2 [略] 3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 総合政策部にあっては政策推進課総括課長、地域振興部にあっては地域企画室長、環境生活部にあっては環境生活企画室長、保健福祉部にあっては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあっては商工企画室長、農林水産部にあっては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあっては県土整備企画室長、総務部にあっては総務室長及び出納局にあっては管理担当課長 (2) <u>議会事務局総務課長</u> (3)・(4) [略] (5) <u>監査委員事務局総括監査監</u> (6) <u>人事委員会事務局職員課長</u> (7) <u>労働委員会事務局審査調整課長</u> 4・5 [略]	(定義) 第 2 条 [略] 2 [略] 3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 総合政策部にあっては政策推進課総括課長、地域振興部にあっては地域企画室長、環境生活部にあっては環境生活企画室長、保健福祉部にあっては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあっては商工企画室長、農林水産部にあっては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあっては県土整備企画室長、総務部にあっては総務室長並びに出納局にあっては管理課長 (2) <u>議会事務局総務課総括課長</u> (3)・(4) [略] (5) <u>監査委員事務局監査第一課総括課長</u> (6) <u>人事委員会事務局職員課総括課長</u> (7) <u>労働委員会事務局審査調整課総括課長</u> 4・5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。